福島県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、福島県の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付又は使用の許可(以下「交付等」という。)に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

- 第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。
- 2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付等の対象者)

- 第3条 知事は、武力攻撃事態等において国民保護法第11条の規定に基づき、 知事が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。) に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の 交付等を行うものとする。
 - (1) 福島県の職員(警察職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (2) 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (3) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 知事が指定した指定地方公共機関

(交付等の手続)

- 第4条 知事は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に 関する台帳(別記様式2)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。
- 2 知事は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者 からの特殊標章等に係る交付申請書(別記様式1)による申請に基づき、 その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳 (別記様式2)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。
- 3 知事は、前条第4号に掲げる者に対し、当該対象者からの特殊標章等に係る使用許可申請書(別記様式1)による申請に基づき、使用の許可を与えるものとする。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付等)

- 第5条 知事は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行 うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、知事が必要と 認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章 (以下「腕章等」という。)を交付するものとする。
- 2 知事は、第3条第1号に掲げる者(前項で掲げる者を除く。)並びに同条 第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を 交付するものとする。
- 3 知事は、第3条第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、特殊標章を付した腕章等の使用を許可するものとする。ただし、知事は、第3条第4号に掲げる者から腕章等の使用の許可の申請があった場合で、その者が武力攻撃事態等において実施することが想定される国民保護措置の内容等を勘案し、必要と認めるときは、平時において、その使用を許可することができるものとする。

(旗及び車両章の交付等)

第6条 知事は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて交付等するものとする。

(訓練における使用)

第7条 知事は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合

- に、第3条第1号から第3号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与すること ができるものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

- 第8条 知事は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。
- 2 前項の場合において、知事は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者 に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

- 第9条 知事から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により速やかに知事に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。
- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付等)

- 第10条 知事は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、 第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付 するものとする。
- 2 知事は、第5条第2項及び第3項の規定により、腕章等を交付等した者に 対し、身分証明書を交付等するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに知事に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

- 第13条 第10条第1項の規定により知事が交付する身分証明書の有効期間 は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。
- 2 第10条第2項の規定により知事が武力攻撃事態等において交付する身分 証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、 知事が必要と認める期間とする。
- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

- 第14条 知事は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。
- 2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 知事から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他 の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

- 第16条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、 又は貸与してはならない。
- 2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等 が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなけれ ばならない。

(周知)

第17条 知事は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その 他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明 を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。
- 第19条 福島県における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、県民 安全総室又は福島県民等保護計画で定める福島県民等保護対策本部における 担当班が行うものとする。

附則

- この要綱は、平成18年5月16日から施行する。
- この要綱は、平成20年5月29日から施行する。

別紙(第2条関係)

	表	 示	
区分	位置	形状	制式
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三 角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上
帽章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。
 	施設の平面に展張 又は掲揚又は表示、		(例:福島県 1)
	船舶に掲揚又は表 示		
車両章	車両の両側面及び 後面に表示		
	航空機の両側面に 表示		

孝 面	. Al	表面图					
▶ 4 ○○都(道府県)知事 4	4	労長/Height	屋の巻/町	/46	双羟 (7)色/Bain		
1 4	4	その他の神教文は情報/Oher dringwhag mark or information: *					
4	41	41					
▶身 分証 明書 4		直接思/Blood type					
DENITY CARD 4							
∜ ●国民保護措置に係る職務等を行う者用 ∜							
s raivilde sure personnel d							
医名/Hans ⁴							
4		41					
坐早月 目 /Date of bints. [↓]		41					
41		41					
この証明書の所特者は、次の監修において、1949年8年		41) True	30 - 10 to 41			
『月12日のシュネーウ語条約及び1949年8月12日のシ』 『ユネーウ語条約 の国際的な武力粉学の物権者の保護に関する』		「所持者の写真 ⁴ ▶ @HOTO OF HOLDER. ♥					
迪加藤彦書(藤彦書1)によって保護される。 ** The helder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August		41					
1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protoction of Victims of International Armod 1							
Conflict (Protocol D in his capacity as 4							
4							
交付等の年月目/Date of isone 加明書書 今Mo. of card [→]		▶甲₽∥₩	4	●房押書の組	-C/Nigustrus of holder ↔		
群可指导《语名》/ignatus of issuing authority 4							
4							
有効期間の調子目/Date of employ ♥		1					

▶ (日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

交 付

特殊標章等に係る

申請書

使用許可

平成 年 月 日

福島県知事 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名:(漢字)	生年月日 (西暦)			
(ローマ字)				
申請者の連絡先 住 所:〒				
		写 真		
電話番号:		縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)		
E-mail :				
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載 身 長: cm 眼の色:) -			
頭髪の色: 血液型:	(R l	n 因子)		
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要が(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	及び使ん	用する標章の数等		
(許可権者使用欄) 資 格:				
証明書番号: 交付等の年月日	:			
有効期間の満了日:				
返納日:				

特殊標章再交付申請書

		年	月	日
福島県知事様				
申 請 <u>住</u>		(電話)
<u>氏</u>				卸
1 纵み (か担然) こと性み無差の毎回五々	N 3V 43. 亚 日			
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及で	小			
2 紛失(破損等)年月日				
3 紛失の状況 (破損等の理由)				
4 その他必要な事項				
※ 受 付 欄	※ 経 過	欄		

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

								年	月	日
	福島県知事様									
		申	請住	者 所				(電話)
				名						印
1	旧身分証明書番号									
2	理由									
3	その他必要な事項									
	※ 受 付 欄			•	*	<u></u> 経	過	欄		

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。